

CNニュース(認知症看護)

「認知症・せん妄ケアマニュアル」のご案内



次年度に予定されている病院機能評価では、行動制限や身体抑制を行わないような工夫をしていることが求められています。

当院では「認知症・せん妄ケアマニュアル」があり、環境調整などの工夫について、せん妄のリスク薬、せん妄発症時の薬剤について記載しています。

マニュアルの存在を知っておくことはもちろん、**マニュアルの内容は絶対に聞かれます。**
この機会に再確認しておいてください！

もしかして認知症？

認知症であっても、薬が処方されていない、把握されていないことがあります。

- ・自分で服薬管理ができない
- ・ナースコールが押せる
- ・何度繰り返しても、説明すれば絶食や検査などの指示は理解できる繰り返しの説明が必要であるが、もしくは繰り返しの説明を聞いたとしても忘れてしまう。
- ・安静度を守るためには繰り返しの説明が必要
- ・セッティングすれば食事を自分で摂取することができる
- ・トイレ介助は移動時のみ(見守りを含む)で、トイレ動作(ズボンの上げ下げや拭き取りなど)は自立しているトイレの場所が分からないので見守りが必要という意味でしょうか？
- ・トイレ動作(ズボンの上げ下げや拭き取りなど)は自立しているが、迷う可能性があり、移動時の見守りが必要

認知症高齢者の日常生活自立度判定

「Ⅱ」の主な症状(病院で)を拡大すると

「内服自己管理が出来ない」「繰り返し説明したら安静度が守れる」など

自立度	日常生活自立度の判定	日常生活自立度の判定	日常生活自立度の判定
Ⅰ	日常生活に支障をきたすような認知症やせん妄の症状が認められ、本人も、周囲の注視があれば自立できている。	日常生活に支障をきたすような認知症やせん妄の症状が認められ、本人も、周囲の注視があれば自立できている。	日常生活に支障をきたすような認知症やせん妄の症状が認められ、本人も、周囲の注視があれば自立できている。
Ⅱ	日常生活に支障をきたすような認知症やせん妄の症状が認められ、本人も、周囲の注視があれば自立できている。	日常生活に支障をきたすような認知症やせん妄の症状が認められ、本人も、周囲の注視があれば自立できている。	日常生活に支障をきたすような認知症やせん妄の症状が認められ、本人も、周囲の注視があれば自立できている。
Ⅲ	日常生活に支障をきたすような認知症やせん妄の症状が認められ、本人も、周囲の注視があれば自立できている。	日常生活に支障をきたすような認知症やせん妄の症状が認められ、本人も、周囲の注視があれば自立できている。	日常生活に支障をきたすような認知症やせん妄の症状が認められ、本人も、周囲の注視があれば自立できている。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような認知症やせん妄の症状が認められ、本人も、周囲の注視があれば自立できている。	日常生活に支障をきたすような認知症やせん妄の症状が認められ、本人も、周囲の注視があれば自立できている。	日常生活に支障をきたすような認知症やせん妄の症状が認められ、本人も、周囲の注視があれば自立できている。

マニュアル内にある「認知症高齢者の日常生活自立度判定」で患者の状態にあわせた判定区分を評価してください。

「認知症・せん妄ケアマニュアル」は、病棟や外来の本棚にあります。青色のシールのマニュアル類と共に設置することが定められているため、場所の確認もお願いします。



